

### 3-2 様々な事故への対応

## 令和6年度 伊方町立九町小学校いじめ防止基本方針

伊方町立九町小学校

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、九町小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

#### 1 いじめ防止に向けての基本姿勢

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識の下、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有し、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止対策に全職員で取り組む。

#### 2 いじめ対策のための校内組織の設置

いじめ事案が発生した場合は、速やかに校長を中心に、教頭、該当学級担任、生徒指導主事、養護教諭、PTA役員、民生児童委員等からなるいじめ防止対策委員会を設置し、事実確認やその対応について検討する。月一回の職員会は、いじめ防止対策委員会を兼ね、児童の些細な変化やトラブルを共有し合い、組織的な対応を考える場とする。

#### 3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組 【別表】

#### 4 重大事態への対応（教育委員会や関係機関等との連携）

- (1) いじめにより児童の生命に危険が生じた疑いや、学校に登校できなくなっている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の対応を相談する。これは、児童や保護者等からいじめにより重大事態に至った・至っている・至る恐れがあるという申し出があった場合も同様とする。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命や身体、又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し適切な措置を求める。

#### 5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報（プライバシー保護への配慮を行いつつ）を適切に提供する。

#### 6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加える。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解・反省し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

#### 7 取組の評価と検証

いじめ問題への取組等について、PTA総会で学校長が説明する。そして、いじめ対応について定期的に自己評価を行い、学校関係者評価と合わせてその結果を公表する。

【別表】 いじめの未然防止・早期発見・早期対応等に関する取組

I 学校全体としての取組

	児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育活動全体を通じた安全・安心な学校づくり</li> <li>○分かる学習の展開とコミュニケーション力育成</li> <li>○支持的風土づくりと道徳教育の充実（人権教育、情報モラル）</li> <li>○教師の人権意識の高揚</li> <li>○奉仕的体験活動の推進（JRC活動・緑の少年隊等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自他の命を大切にする心の育成</li> <li>○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束</li> <li>○生活の様々な機会での善悪の判断力育成</li> <li>○地域の様々な行事や体験活動への参加</li> </ul>	
いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日々の児童把握</li> <li>○毎月の「学校生活に関するアンケート」の実施と検証</li> <li>○毎月の「教育相談」からの情報の共有</li> <li>○毎週2回「ハートなんでも相談員」による教育相談情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○積極的な親子の会話</li> <li>○子どもの服装の汚れや乱れ、ケガのチェック</li> <li>○子どもの持ち物の紛失や増加に注意</li> </ul>	
いじめの早期対応	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲からの事実確認と身体的・精神的な被害の把握（迅速な初期対応）</li> <li>○いじめ防止対策委員会の招集</li> <li>○被害児童の保護と教育相談、保護者の支援</li> <li>○虞犯行為に対しては、警察や教育委員会へ通報し援助を要請</li> <li>○陰湿ないじめやインターネットを使ったいじめに対する専門的な対応、関係機関との連携</li> <li>○対策本部による保護者への説明</li> <li>○いじめの原因や背景の再調査による根本的解決</li> <li>○心のケアと再発防止への支援体制</li> <li>○教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられている子どもを守り抜く姿勢</li> <li>○児童の話をよく聞き事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> <li>○家庭での見守り</li> </ul>
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○虞犯行為に対しては、警察や教育委員会へ通報し援助を要請</li> <li>○加害者への指導と保護者への助言（被害者への謝罪）</li> <li>○いじめの原因の再調査による根本的解決</li> <li>○再発防止に向けての支援体制と見守り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた児童を守りぬく対応への理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞く</li> <li>○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）</li> </ul>
	直接関係がない児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しみの理解</li> <li>○言いなりにならず自分の意志で行動することの大切さやその対応方法の理解</li> <li>○いじめに関する具体的な事例を取り上げた議論する道徳の学習（なぜいじめが起きるのか。なぜいじめはしてはいけないのか。なぜ止められないのか。どうやって解決するのか。結果にどのような責任を負わねばならないのか。）全児童を対象に学習を広げる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめに気づいた場合、傍観者とならず、学校や保護者へ通告できるように指導</li> <li>○いじめは誰にでも起こることや、その対応をみんなで考えることの大切さを伝える。</li> </ul>

II 家庭や地域との連携

各家庭（PTA）での取組 （親の見守り）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気づく。（PTA教育講演会の実施等）</li> <li>○子どもの良さががんばりをしっかり認めて褒め、いけない時には、はっきりと叱る。（善悪の価値観）</li> <li>○困った時は一人で悩まず、誰かに相談することの大切さを伝える。（友達に、先生に、相談ダイヤル24等）</li> </ul>
地域での取組 （地域の見守り）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもたちへの積極的な挨拶と声かけの依頼</li> <li>○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡の依頼</li> </ul>

